

議案第 38 号

生駒市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成20年3月7日

生駒市長 山下 真

生駒市国民健康保険条例の一部を改正する条例

生駒市国民健康保険条例（昭和34年3月生駒市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「含む」の次に「。次条第2項において同じ」を加える。

第6条中「50,000円」を「30,000円」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

第7条中「本市は」の次に「、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第72条の5に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって」を加え、同条第3号及び第4号を削り、同条第5号を同条第3号とする。

第10条中「国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 改正後の生駒市国民健康保険条例第6条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の死亡について適用し、同日前の死亡については、なお従前の例による。